

平成20年度

市・道民税の主な改正点

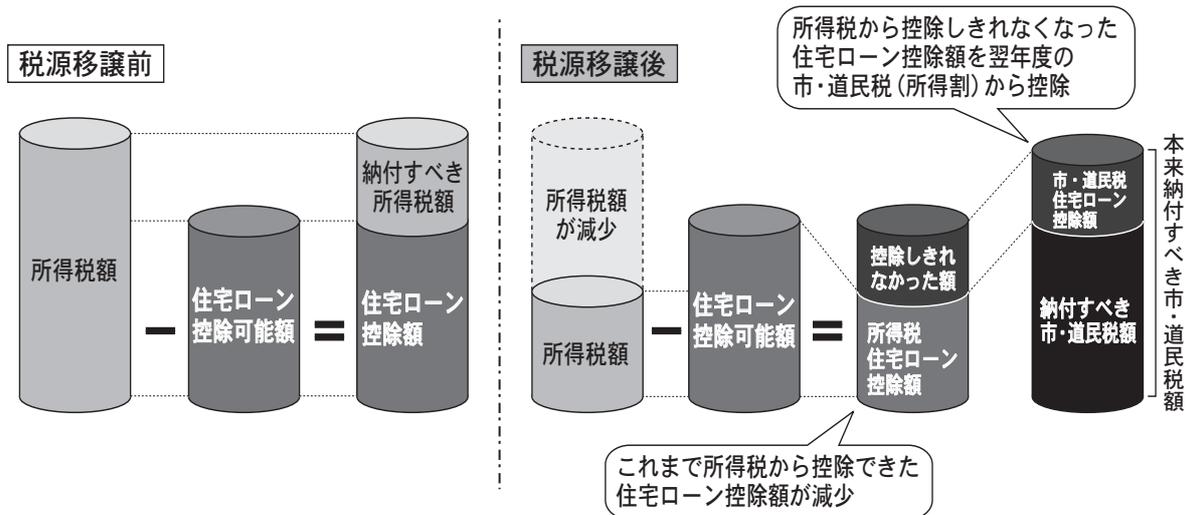
平成19年度は、国から地方への税源移譲が行われ、市・道民税の税率が一律10%へと、大きく変更になりました。

今月号では、平成20年度から実施される主な改正点についてお知らせします。

◆所得税額より住宅ローン控除可能額が多くなった方

所得税の住宅ローン控除を受けている方が、税源移譲により控除額が減ってしまう場合、申告することで、その減った分を翌年度の市・道民税から控除できるようになります。

(平成20年度分から平成28年度分までの市・道民税に適用)



対象者	平成11年から18年までに入居し、次のどちらかに該当する方 ▶税源移譲により所得税額が減少する結果、住宅ローン控除可能額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなった方 ▶住宅ローン控除可能額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方
計算方法	$\text{住宅ローン控除額} = \begin{cases} \text{前年分の所得税の住宅ローン控除可能額} \\ \text{税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額 (住宅ローン控除前)} \end{cases} - \begin{cases} \text{税源移譲後の税率で算出した前年分の所得税額 (住宅ローン控除前)} \end{cases}$ <p>次のいずれか少ない金額</p>
申告	対象となる方は、その年の3月15日(平成20年は3月17日(月))までに、市役所へ申告書を提出します。なお、確定申告を行う方は、税務署を通して申告書を提出します。

◆平成19年に所得が減って所得税が課税されなくなった方

平成18年に比べ、平成19年中の所得が大きく下がり、所得税がかからなくなってしまった場合、平成18年中の所得に対して課税する平成19年度分の市・道民税は、税源移譲に伴う税率改正で、多くの場合、負担が増え、この負担増加分を平成19年分の所得税で調整することができなくなってしまいます。

そこで、このような年度間の所得変動に伴う負担増を調整するため、平成19年度分の市・道民税を、税源移譲前の市・道民税額まで減額する経過措置が設けられています。

対象者、計算方法等は次のページ

対象者	次の条件をすべて満たす方 ▶平成19年度市・道民税の課税所得金額（申告分離課税分を除く）が、所得税との人的控除額の差額より大きい方 ▶平成20年度市・道民税の課税所得金額（申告分離課税分を含む）が、所得税との人的控除額の差額以下の方 人的控除とは、配偶者控除、扶養控除、基礎控除など。
計算方法	平成19年度の合計課税所得金額について、税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行った後の税額から、税源移譲前の税率を適用した税額を差し引いた額を減額します。なお、すでに納税済みの場合は還付します。
申告	対象となる方は、平成20年7月1日(火)から7月31日(木)までに、平成19年度個人住民税が課税されている市町村(平成19年1月1日現在の住所所在地)に申告することにより、経過措置が適用されます。

この経過措置は、平成19年分の所得が確定した後、詳細が分かり次第お知らせします。

◆市・道民税の地震保険料控除が創設されました

近年多発する地震災害を受け、災害時に自らの財産を守り、将来的な負担の軽減を図るために、これまでの損害保険料控除を見直し、地震保険料控除が創設されました。

▶控除対象額および適用開始時期

税の種類	控除対象額	適用開始時期
市・道民税	地震保険料の2分の1 (最高25,000円)	平成20年度分以降の市・道民税から
所得税	地震保険料の全額 (最高50,000円)	平成19年分以降の所得税から

▶経過措置

これまでの損害保険料控除(長期と短期損害保険料控除)は廃止されますが、平成18年末までに締結した長期損害保険(保険期間が10年以上で、満期返戻金のある契約)は、従来の損害保険料控除を適用する経過措置があります。

税の種類	支払った長期損害保険料	所得控除額
市・道民税	5,000円以下	支払った保険料の全額
	5,000円超15,000円以下	支払った保険料 × 2分の1 + 2,500円
	15,000円超	10,000円
所得税	10,000円以下	支払った保険料の全額
	10,000円超20,000円以下	支払った保険料 × 2分の1 + 5,000円
	20,000円超	15,000円

この経過措置にかかる控除と地震保険料控除の両方が適用できる場合、控除額の上限は、市・道民税25,000円、所得税50,000円となります。

ご存知ですか？

パートやアルバイトの収入は給与所得になります。

収入額により、税金は右の表のようになります。

ただし、市・道民税の所得割と所得税は、所得控除の額によって、かからない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

パート・アルバイトの収入と税金

収入額	市・道民税	所得税	配偶者控除・扶養控除	配偶者特別控除
97万円以下	かからない	かからない	受けられる	受けられない
97万円超 100万円以下	均等割がかかる			
100万円超 103万円以下	均等割と所得割がかかる	かかる	受けられない	受けられる
103万円超 141万円未満				

問合先 市税務課市民税係